

## 消費税の軽減税率制度が実施されます！



実施時期はいつなの？

平成31年（2019年）10月1日  
（消費税率引上げと同時）

税率はどうなるの？

標準税率 10%（消費税率7.8%、地方消費税率2.2%）  
軽減税率 8%（消費税率6.24%、地方消費税率1.76%）

軽減税率の対象品目は何？

○酒類・外食を除く飲食料品  
○週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）

## 事業者の方の必要な対応事例



スーパー△△  
軽減税率対象品目の売上げ・仕入れ（経費）の両方がある課税事業者  
例）飲食料品を取り扱う小売・卸売業（スーパーマーケット、青果店等）、飲食業（レストラン等）



会社  
軽減税率対象品目の仕入れ（経費）のみある課税事業者  
例）会議費や交際費として飲食料品を購入する場合等

### 【必要な対応】

- ① 複数税率に対応した請求書等（区分記載請求書等）の交付
- ※ 必要に応じ、複数税率に対応したレジ等を導入・改修（軽減税率対策補助金制度あり）
- ② 売上げや仕入れを税率ごとに区分して経理（区分経理）
- ③ 区分経理に基づき、申告時に税額計算



## 各種お問合せ

### 【軽減税率制度に関するお問合せ先】

- ・ 国税庁ホームページ内の「消費税の軽減税率制度について」
- ・ 専用ダイヤル 0570-030-456【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)

### 【軽減税率対策補助金等に関するお問合せ先】

- ・ 「軽減税率対策補助金事務局」ホームページ
- ・ 専用ダイヤル 0570-081-222【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)

〈平成30年2月〉 広島国税局